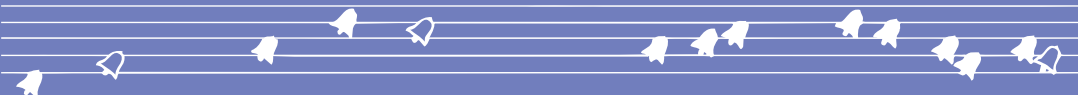
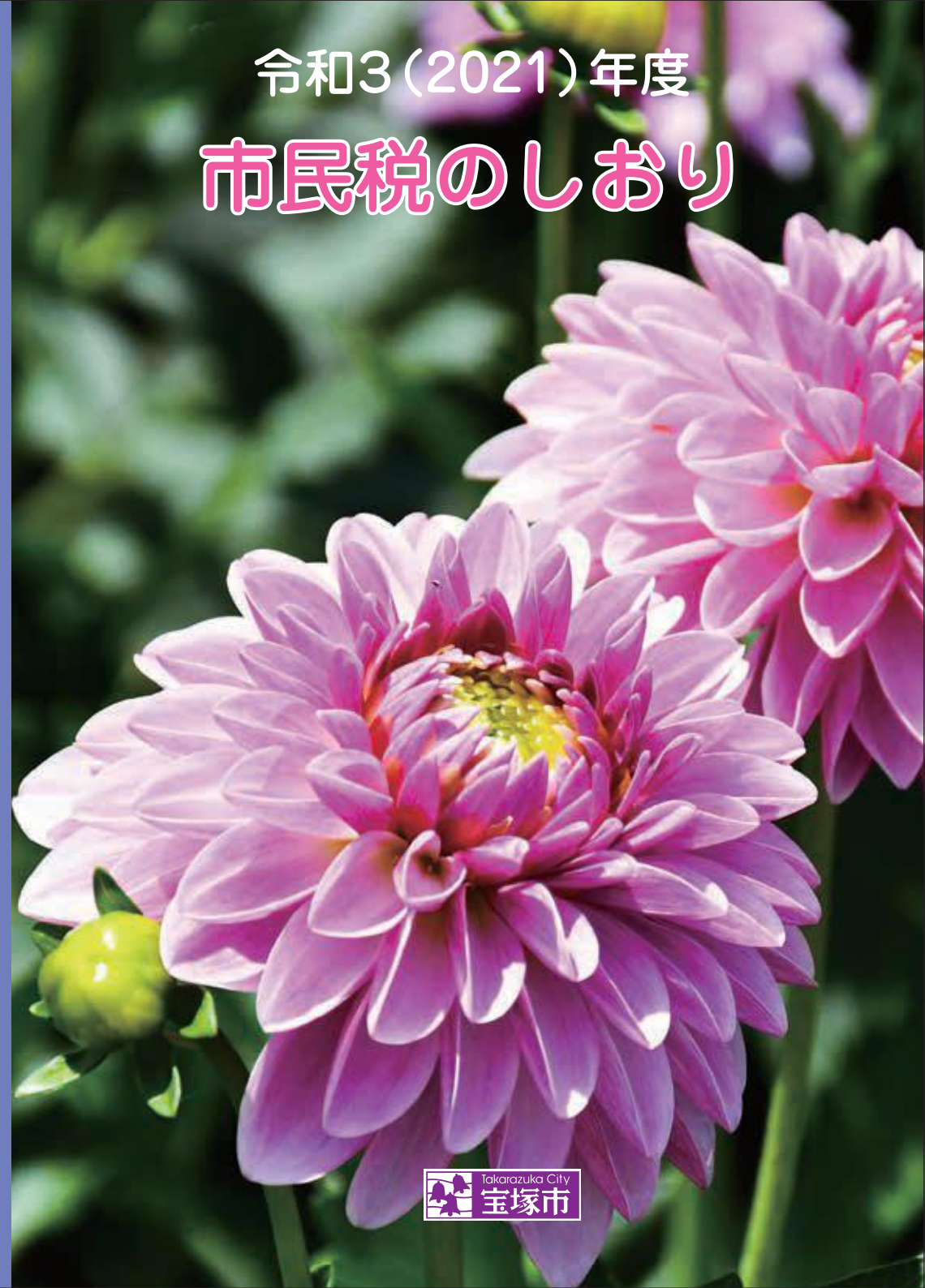


令和3(2021)年度
市民税のしおり



編集・発行 宝塚市 企画経営部 市民税課
市税収納課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
TEL. (0797) 71-1141



はじめに

市民の皆さまには、日頃から税務行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この「市民税のしおり」は、令和3年度における市民税のしくみのあらましを、分かり易くまとめたものです。

市民の皆さまがこの小冊子をご覧になり、市民税に対するご理解を深めていただき、今後、市政に対して一層のご支援をいただければ幸いです。

目次

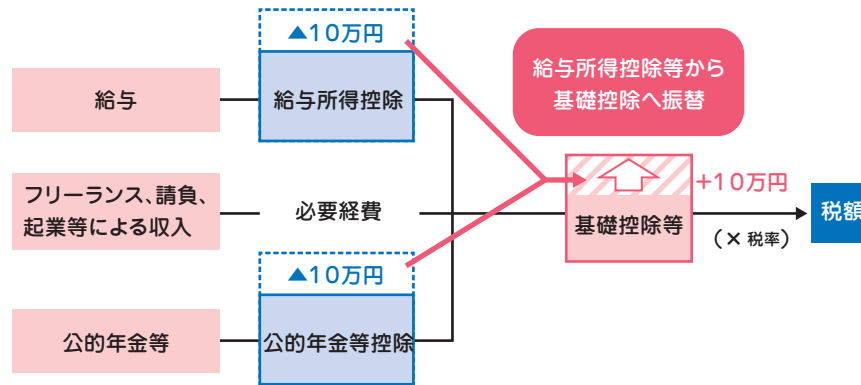
1 税制改正について	1
(1) 令和3（2021）年度からの改正	1
(2) 住民税のあらまし	9
2 税額計算の仕組み	11
(1) 所得金額	11
(2) 所得控除	12
(3) 税率	14
(4) 税額控除	15
3 分離課税について	19
(1) 土地・建物等の譲渡所得の課税	19
(2) 株式等に係る譲渡所得に対する課税	19
(3) 上場株式等に係る配当所得の申告分離課税	20
(4) 先物取引に係る雑所得等に対する課税	20
(5) 退職所得に対する課税	20
4 申告について	21
(1) 市・県民税申告について	21
(2) 上場株式等の所得に関する申告書（所得税と異なる課税方式の選択）	22
(3) 公的年金等に係る所得税の確定申告不要制度について	22
5 減額制度について	23
6 市税の納付	25
(1) 市税の納付場所	25
(2) 自主納税にご協力を！	27
(3) 市税の納付は便利な口座振替（自動払込）で！	30

1 税制改正について

(1) 令和3(2021)年度からの改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される「給与所得控除や公的年金等控除」から、どのような所得にでも適用される「基礎控除」に税負担の比重を移していくよう見直しが行われました。



※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

出典：財務省ホームページ「平成30年度税制改正」

○ 改正ポイントは次の①～⑥です。

- ① 給与所得控除と公的年金等控除の見直し
- ② 所得金額調整控除の創設
- ③ 基礎控除の見直し
- ④ 非課税規定の基準の改正
- ⑤ ひとり親控除の創設と寡婦控除の見直し
- ⑥ 配偶者控除・扶養控除の適用に係る合計所得の改正

① 給与所得控除と公的年金等控除の見直し

- 給与所得控除の見直しのポイントは次のとおりです。

控除額を一律**10万円**引き下げ、上限額を設定する。

上限額が適用される給与等の収入金額を**850万円**、上限額を**195万円**に引き下げる。

給与所得の計算表（令和3年度から）

給与収入金額	給与所得金額	
550,999円まで	0円	
551,000円～1,618,999円	「給与収入金額－550,000円」で求めた金額	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額を「4」で割って千円未満を切り捨てる (算出金額：A)	【A×2.4+100,000円】で求めた金額
1,800,000円～3,599,999円		【A×2.8－80,000円】で求めた金額
3,600,000円～6,599,999円		【A×3.2－440,000円】で求めた金額
6,600,000円～8,499,999円	「給与収入金額×0.9－1,100,000円」で求めた金額	
8,500,000円以上	「給与収入金額－1,950,000円」で求めた金額 *条件を満たす場合、所得金額調整控除あり	

給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方ある場合、所得金額調整控除あり ※上限10万円
調整額＝【給与所得（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得（10万円を超える場合は10万円）－10万円】

- 公的年金等の控除についても次のとおり見直しされています。

控除額を一律**10万円**引き下げ、上限額を設定する。

公的年金等に係る雑所得以外の所得合計1,000万円超の場合は公的年金等控除額をさらに10万円引き下げ、2,000万円超の場合は20万円引き下げる。

公的年金等所得金額の計算表

(公的年金等に係る雑所得以外の所得合計 1,000 万円以下の方)

公的年金等収入金額		公的年金等所得金額
65歳未満	130万円未満	収入 - 60万円
	130万円以上 410万円未満	収入 × 75% - 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入 × 85% - 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入 × 95% - 145万5千円
	1,000万円以上	収入 - 195万5千円
65歳以上	330万円未満	収入 - 110万円
	330万円以上 410万円未満	収入 × 75% - 27万5千円
	410万円以上 770万円未満	収入 × 85% - 68万5千円
	770万円以上 1,000万円未満	収入 × 95% - 145万5千円
	1,000万円以上	収入 - 195万5千円

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得が 1,000 万円超の場合は年金控除額が 10 万円、2,000 万円超の場合は年金控除額が 20 万円減額されます。※具体的な計算は納税通知書に同封の「市・県民税算出方法について」に掲載します。

② 所得金額調整控除の創設

所得金額調整控除とは、一定の条件にあてはまる給与所得者の所得金額を計算する際に、一定の金額を控除するというものです。

所得金額調整控除には

- 給与収入が 850 万円超えて一定の条件を満たす場合
- 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある場合

の 2 つがあります。2 つのうちいずれか、または両方該当する場合はそれぞれの算式により計算した金額を 給与所得控除後の金額から控除します。

- 給与収入が 850 万円超えて一定の条件を満たす場合

給与所得控除の上限が 220 万円から 195 万円に引き下げられたことにより、給与等の収入が 850 万円を超える人は、基礎控除が 10 万円引き上げられても令和 2 年度と比べ税負担が増えることとなります。

そこで、子育てや介護に対して配慮する観点から以下の条件いずれかに該当する場合は税負担が増えないよう所得金額調整控除が適用されます。

ア	本人が特別障害者に該当する
イ	22 歳以下の扶養親族を有する
ウ	扶養親族や同一生計配偶者が特別障害者

☆ 具体的には以下のとおりです。

$$\text{調整額} = (\text{給与等の収入金額} ※ - 850 \text{万円}) \times 10\%$$

※1,000万円を超える場合は1,000万円

計算例) 給与等の収入金額 900 万円

- ① 給与等の収入金額: 900万円
- ② 給与所得控除: 195万円 (上限額)
- ③ 所得金額調整控除の額: (900万円 - 850万円) × 10% = 5万円
- ④ 所得金額調整控除後の給与所得の金額: ① - ② - ③ = 700万円

- 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方ある場合

給与と公的年金等の両方を受給している場合には、給与所得控除額と公的年金等控除額がそれぞれ 10 万円引き下げられることから、基礎控除の額が 10 万円引き上げられたとしても税負担が増える可能性があります。

そこで税負担が増えないよう、所得金額調整控除が適用されます。

☆ 具体的には以下のとおりです。

$$\text{調整額} = (\text{給与所得控除後の給与等の金額} ※ + \text{公的年金等に係る雑所得の金額} ※) - 10 \text{万円}$$

※10万円を超える場合は10万円

計算例) 給与等の収入金額 200 万円、公的年金等の受給額 120 万円 (65 歳未満) の場合

- ① 給与所得控除後の給与等の金額:
給与等の収入金額 200 万円 ÷ 4 × 2.8 - 8 万円 = 132 万円
- ② 公的年金等に係る雑所得の金額: 120 万円 - 60 万円 = 60 万円
- ③ 所得金額調整控除の額: (10 万円 + 10 万円) - 10 万円 = 10 万円
- ④ 所得金額調整控除後の給与所得の金額: ① - ③ = 122 万円

③ 基礎控除の見直し

- 見直しのポイントは以下のとおりです。

控除額を10万円引き上げる。
合計所得金額 2,400万円超 2,500万円以下は控除額が段階的に減る。
合計所得金額 2,500万円超は控除額 0円になる。

令和3年度から

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円(適用なし)

④ 非課税規定の基準の改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、非課税基準が見直されました。

- 見直しのポイントは以下のとおりです。

個人市民税が非課税となる基準が10万円引上げられる。

ア 市民税が課税されない人

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親(令和3年度から新設)で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人

イ 均等割がかからない人

前年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の人

☆ 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

35万円 × 家族数(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+10万円+21万円

☆ 同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合 35万円+10万円

ウ 所得割がかからない人

前年中の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の人

☆ 同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

35万円 × 家族数(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+10万円+32万円

☆ 同一生計配偶者及び扶養親族のいずれも有しない場合 35万円+10万円

【合計所得金額と総所得金額等】

「合計所得金額」とは、分離課税分を含む全ての所得の合計額で、繰越雑(純)損失控除前の金額です。

「総所得金額等」とは、分離課税分を含む全ての所得の合計額で、繰越雑(純)損失控除後の金額です。

⑤ ひとり親控除の創設と寡婦控除の見直し

従前は、同じひとり親であって未婚の場合は適用されず、婚姻歴の有無によって控除の適用が異なっていました。また、男性のひとり親と女性のひとり親で控除の額が違うなど、性別で違いがありました。令和3年度は「ひとり親控除」が創設され、婚姻歴や性別ではなく一定の条件を満たす場合に一律30万円の控除額が適用されるようになりました。

また、特別寡婦・寡夫を廃止の上「ひとり親控除」に一本化され、ひとり親に該当しない場合の寡婦控除(控除額26万円)の適用条件が改正されました。

☆ 具体的には以下のとおりです。

ひとり親控除(控除額30万円)

必須条件	<ul style="list-style-type: none">● 前年の合計所得金額が500万円以下● 生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下かつ他の者の扶養でない)● 住民票に妻(未届)や夫(未届)なし
1.2.3. いずれか該当	<ol style="list-style-type: none">1. 配偶者と死別や配偶者が生死不明でその後婚姻していない2. 配偶者と離婚しその後婚姻していない3. 未婚

寡婦控除(控除額26万円)

ひとり親と同様に事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(夫(未届))がないことが条件になります。以下のいずれかに該当する場合の控除です。

<ul style="list-style-type: none">● 夫と死別や夫が生死不明でその後婚姻していない場合で、前年の合計所得金額が500万円以下の人(扶養親族の有無問わず)
<ul style="list-style-type: none">● 夫と離婚した後婚姻していない場合で、子以外の扶養親族があり、かつ前年の合計所得金額が500万円以下の人

***本人が合計所得金額 500 万円以下の場合に限ります。**

【本人が女性】

配偶関係		死別	離別	未婚のひとり親	
扶養親族	有	子	30万円	30万円	30万円
		子以外	26万円	26万円	—
	無	26万円	—	—	

【本人が男性】

配偶関係		死別	離別	未婚のひとり親	
扶養親族	有	子	30万円	30万円	30万円
		子以外	—	—	—
	無	—	—	—	

⑥ 配偶者控除・扶養控除の適用に係る合計所得の改正

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、配偶者(特別)控除・扶養親族の適用に係る合計所得金額の改正がされました。

● 見直しのポイントは以下のとおりです。

配偶者(特別)控除・扶養控除が適用になる基準の合計所得が10万円ずつ引き上げられました。(給与収入のみの場合は、改正前と同じ収入 103 万円が扶養の基準)

扶養親族に該当する合計所得金額の条件	前年の合計所得が48万円以下
--------------------	----------------

【配偶者の定義について】

「**同一生計配偶者**」とは納税義務者と生計を一にする配偶者(専従者を除く。)で合計所得が48万円以下の人をいいます。

「**控除対象配偶者**」とは同一生計配偶者のうち、合計所得が1,000万円以下である納税義務者の配偶者をいいます。

【令和3年度以降の配偶者控除額・配偶者特別控除額】

	配偶者の合計所得金額	納税義務者(扶養する人)の合計所得金額				
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
配偶者控除	48万円以下 (給与収入のみの場合は令和2年度と同じ103万円以下)	配偶者が70歳未満	33万円	22万円	11万円	0円
		配偶者が70歳以上	38万円	26万円	13万円	0円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	適用なし	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円		
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		
133万円超						

※納税義務者の合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者控除および配偶者特別控除の適用はありません。ただし配偶者の合計所得が48万円以下であれば、「同一生計配偶者」とされ、扶養親族として取り扱い、障害者控除に該当される場合はその控除が適用されます。

妻のパート収入(給与)に関する税金について

Q 私の妻がパートタイムで働いていますが、税金はかかるのでしょうか。また、配偶者控除、配偶者特別控除はどうなりますか。

A あなたの配偶者にパート(給与)収入しかない場合、配偶者に対する課税及びあなたの配偶者控除、配偶者特別控除は次の表のとおりです。

配偶者の給与収入	配偶者自身の課税		納税者本人の配偶者・配偶者特別控除
	市県民税	所得税	
100万円以下	課税されない	課税されない	配偶者控除
100万円超 103万円以下	課税される	課税されない	配偶者特別控除
103万円超 201.6万円未満		課税される	どちらも受けられない
201.6万円以上			

※納税者本人の合計所得が1,000万円を超えると、配偶者控除・配偶者特別控除ともに適用されません。

(2) 住民税のあらまし

市民税は、住民が負担するという地方税の性格を最もよく表している税であり、県民税とあわせて一般に住民税といわれます。このしおりでは、個人が負担する住民税(市・県民税)を説明しています。住民税には均等の税額によって負担する**均等割**と、所得に応じて負担する**所得割**があります。また、(個人)県民税は県の税金ですが、納税者の皆さんの便宜などを図るため、市が(個人)市民税と合わせて課税しています。

納税義務者と賦課期日

納税義務者は、次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税
市内に住所を有する個人	均等割額及び所得割額の合計額
市内に事務所・事業所又は家屋敷(※)を有する個人で、その市内に住所を有しない個人	均等割額のみ

その市内に住所を有するかどうか、また、事務所などを有するかどうかは、その年の1月1日(これを**賦課期日**といいます。)現在の状況で判断されます。

※家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けた独立性のある住宅をいい、常に居住しうる状態にあるもので、現実に居住していることを要しません。

年の途中で引越した場合の市民税は

Q1 私は、令和3年1月15日に宝塚市から大阪市へ引越しました。令和3年度の市民税はどちらの市で納めるのですか。

A1 市民税は、その年の1月1日現在の居住地である市町村に納税することになっています。あなたの住所は、令和3年1月1日現在宝塚市にありましたので、大阪市に引越されても、令和3年度の市民税は宝塚市に納めていただくことになります。

令和2年中に亡くなった人の令和3年度の市民税は

Q2 私の夫は、令和2年の10月に死亡しましたが、令和2年中に夫が得た所得に対して市民税は課税されるのでしょうか。

A2 市民税は毎年1月1日現在で住所のある人に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。したがって、令和2年中に死亡された人に対しては、令和3年度の市民税は課税されません。

なお、令和3年1月2日以後に亡くなられた場合、令和3年度の市民税は相続人に納税していただくこととなります。この場合、相続人代表者として市へ届出があった人へ納税通知書を送付します。届出がない場合は、市で相続人代表者を指定して、納税通知書を送付します。

納税の方法

個人市民税の納税の方法には、普通徴収と特別徴収があります。

ア 普通徴収

自営業などの場合は、市役所から送付する納税通知書(納付書)により、通常年4回(6月・8月・10月・1月)に分けて納めていただきます。

イ 給与からの特別徴収

給与所得者の場合は、会社などの給与の支払者(特別徴収義務者といいます。)が、6月から翌年の5月までの各月の給与から税額を差し引いて、翌月の10日までに納めることになっています。

なお、納税者には特別徴収義務者を通じて税額を通知します。

ウ 公的年金からの特別徴収

65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る市民税は、市役所から送付する納税通知書によって納税者に通知をし、年金保険者(年金の支払者)が、年6回の年金の支払いごとに税額を差し引いて、翌月の10日までに納めることになっています。これを公的年金からの特別徴収といい、公的年金の支払者が特別徴収義務者になります。

退職後の市民税の納付は

Q1 私は、令和2年8月末に会社を退職しその後無職です。ところが、先日市・県民税納税通知書が送られてきました。私は、退職するまで毎月の給料から市・県民税が差し引かれていましたので、これは何かの間違いではないでしょうか。

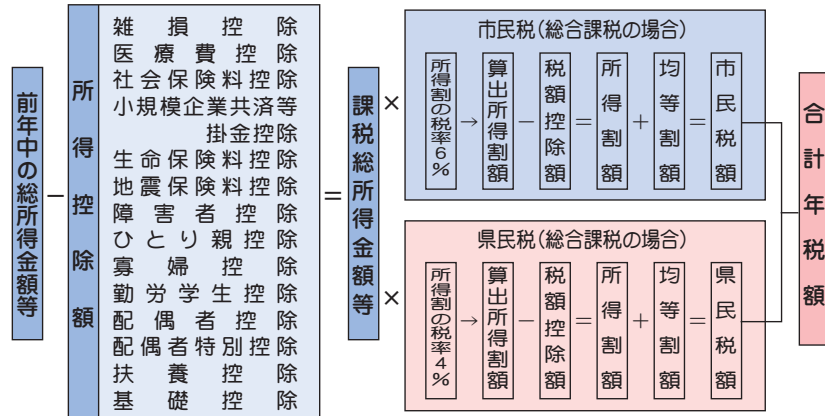
A1 給与所得者の場合は、市民税を6月から翌年の5月まで12回に分けて会社が毎月の給料から差し引いて納めることになっています。あなたの場合は、退職されたため、令和2年9月から令和3年5月までの9ヶ月分が給料から差し引けなくなりましたので、残額をご自分で納めていただくため、あらためて納税通知書を送りましたものです。

Q2 私は、昨年退職した時に残額の市民税を一括して退職金等より差し引かれていましたが、今年も納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか。

A2 市民税は、所得税と違い、前年中の所得に対して今年課税される(「前年所得課税」といいます。)仕組みになっています。したがって、あなたの場合、退職金等より差し引いて納めていただきました市民税は令和2年度分(令和元年中の所得に対する税額)であり、また、今年お送りいたしました納税通知書は、令和3年度分(令和2年中の所得に対する税額)ですので、対象年度の違う市民税ということになります。

2 税額計算の仕組み

令和3年度の市・県民税は、前年中(令和2年中)の所得を基礎として、次の方式により計算したものです。



均等割額 = 市民税 3,500 円 県民税 2,300 円

所得割額 = (前年中の所得金額 - 所得控除額) × 税率 - 税額控除額

課税総所得金額等

※ 課税総所得金額等は、1,000 円未満の端数を切り捨てます。

※ 市民税額及び県民税額は、各々 100 円未満の端数を切り捨てます。

(1) 所得金額

所得割額の計算基礎は、所得金額です。所得金額は、所得の種類に応じてそれぞれの収入金額から、その収入を得るために要した経費(通常は「必要経費」といいます。)などを差し引いて算出されます。

所得の種類	所得金額の計算方法
利子所得	収入金額 = 利子所得の金額 (利子割の対象となる分は除く)
配当所得	収入金額 - 株式等の元本取得のために要した負債の利子 = 配当所得の金額
不動産所得	収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
事業所得	収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
給与所得	収入金額 - 給与所得控除額 = 給与所得の金額
譲渡所得 (土地・建物等以外)	収入金額 - 取得費・譲渡費用 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額

所得の種類	所得金額の計算方法
一時所得	生命保険の満期受取金等により生じる所得 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 一時所得の金額
雑所得	厚生年金、国民年金等の公的年金所得 収入金額 - 公的年金等控除額 = 公的年金等にかかる雑所得の金額
	上記以外の所得 収入金額 - 必要経費 = 雑所得の金額
譲渡所得 (土地・建物等)	土地・建物等の譲渡による所得 収入金額 - 取得費・譲渡費用 = 土地・建物等に係る譲渡所得の金額
株式等に係る譲渡所得	株式などの有価証券の譲渡による所得 収入金額 - 必要経費・取得費・譲渡費用 = 株式等に係る譲渡所得等の金額
上場株式等に係る配当所得 (申告分離を選択したもの)	株式や出資等の配当 収入金額 - 株式等の元本取得のために要した負債の利子 = 配当所得の金額
先物取引に係る雑所得等	差金等決済に係る先物取引による事業所得等の金額 収入金額 - 必要経費 = 先物取引に係る雑所得等の金額
退職所得	退職金、一時恩給等 (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額
山林所得	山林の立木を売却した場合に生じる所得 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 山林所得の金額

【総合課税と分離課税】

所得割額を計算する場合、前年中の所得金額については、原則として全ての所得を合計して計算します。これを「総合課税」といいます。ただし、土地・建物の譲渡所得などについては、他の所得と区分して特別な税率で税額を計算する特例があり、これを「分離課税」といいます。

(2) 所得控除

所得控除は、納税者の実情に応じた税負担を求めるために、その納税者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなど個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くことになっています。

種類	要件	控除額
雑損控除	前年中に災害や盗難又は横領により損害を受けた場合	ア 差引損失額 - 総所得金額等 × 10% イ 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円 上記アとイのうちいずれか多い額 ※差引損失額 = 損害金額 + 災害等に関連したやむを得ない支出の金額 - 保険金などにより補てんされる金額
医療費控除	前年中に医療費を支払った場合	(支払った医療費 - 保険等により補てんされた額) - ((総所得金額等の合計額の 5/100) 又は 10 万円のいずれか少ない額) (最高限度は 200 万円)

種 類	要 件	控 除 額	
医療費控除	※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の詳細については、厚生労働省ホームページを参照	※セルフメディケーション税制（医薬品の購入費－保険等により補てんされた額）－12,000円（最高限度は8万8千円）	
社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民健康保険、国民年金等）を支払った場合	支払った金額	
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度や確定拠出年金法、心身障害者扶養共済制度等に基づき掛金を支払った場合	支払った金額	
生命保険料控除	①新生命保険料控除額（平成24年1月1日以降に契約したものの）	(1) 支払保険料が生命保険料のみの場合 ・ 12,000円以下 ・ 12,001円～32,000円 ・ 32,001円～56,000円 ・ 56,001円以上	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 28,000円
		(2) 支払保険料が介護医療保険料のみの場合は上記の式と同じ（最高は28,000円）	
		(3) 支払保険料が個人年金保険料のみの場合は上記の式と同じ（最高は28,000円）	
		(4) (1)と(2)と(3)のいずれかがある場合 (1)と(2)と(3)の合計額（最高限度は70,000円）	
	②旧生命保険料控除額（平成23年12月31日までに契約したものの）	(1) 支払保険料が生命保険料のみの場合 ・ 15,000円以下 ・ 15,001円～40,000円 ・ 40,001円～70,000円 ・ 70,001円以上	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 35,000円
		(2) 支払保険料が個人年金保険料のみの場合は上記の式と同じ（最高は35,000円）	
(3) (1)と(2)両方がある場合(1)と(2)の合計額（最高限度は70,000円）			
③新生命保険料と旧生命保険料の支払があった場合 新・旧それぞれの計算式を用いて計算します（最高限度は70,000円）			
地震保険料控除	①支払った保険料が地震保険料だけの場合	支 払 額	支払額×1/2 25,000円
		・ 50,000円以下 ・ 50,001円以上	
	②支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合※1	支 払 額	支払額の全額 支払額×1/2+2,500円 10,000円
・ 5,000円以下 ・ 5,001円～15,000円 ・ 15,001円以上			
支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方である場合		上記①、②に準じて算出した金額の合計額（最高限度は25,000円）	

種 類	要 件	控 除 額
障害者控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合	1人につき26万円 (特別障害者は30万円)
	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族が納税者又は納税者と生計を一にしている親族と同居している場合	同居の特別障害者加算で1人につき23万円を障害者控除に加算
ひとり親控除	6ページ参照	30万円
寡婦控除	6ページ参照	26万円
勤労学生控除	前年の合計所得金額が75万円(令和2年度以前65万円)以下で、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の勤労学生	26万円
配偶者控除	① 前年の合計所得金額が48万円以下の人 ② 青色事業専従者又は白色事業専従者に該当しない人 ③ 納税者と生計を一にしている人	7ページ参照
扶養控除	平成24年度より扶養親族が15歳以下の場合、年少扶養として扶養控除が0円に変更されました。	扶養親族が、 ① 一般の場合(16歳～18歳、23歳～69歳) 33万円 ② 19歳～22歳の場合(特定扶養親族) 45万円 ③ 70歳以上の場合 38万円 ④ 70歳以上で同居している父母等の場合 45万円
配偶者特別控除	7ページ参照	最高33万円
基礎控除	5ページ参照	最高43万円

※1 従来の損害保険料控除が見直され、地震保険料控除(地震保険料の2分の1、上限2万5千円)が平成20年度から創設されています。経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(地震保険料に係るものを除く)に係る保険料等を支払った場合には、従前の損害保険料控除が適用されます(最高1万円)。

(3) 税率

ア 所得割の税率

市 民 税	県 民 税
6%…①	4%…②

計算方法 市民税算出所得割額＝課税総所得金額×①
県民税算出所得割額＝課税総所得金額×②

イ 均等割の税率

市 民 税	県 民 税
3,500円	2,300円

※県民緑税
兵庫県では、県民緑税として県民税均等割(1,500円)に800円が加算されています。

(4) 税額控除

ア 調整控除

税源移譲に伴う、所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、平成19年度から住民税に次の調整控除が設けられています。

前年の合計所得金額が2,500万円以下である納税義務者は所得割額から、次の区分に応じて、次の金額が控除されます。

(ア) 合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の金額のうちいずれか少ない金額の5%に相当する金額(市3%、県2%)

- a 所得税との人的控除額の差額の合計額
- b 合計課税所得金額

(イ) 合計課税所得金額が200万円を超える場合

aに掲げる金額からbに掲げる金額を控除した額(その金額が5万円を下回る場合には、5万円)の5%に相当する金額(市3%、県2%)

- a 所得税との人的控除額の差額の合計額
- b 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

★ここでの合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額をいいます。

個人住民税の人的控除額と所得税の人的控除額との差額一覧

控除の種類		控除の差	控除の種類		控除の差		
基礎控除		※5万円	納税義務者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
寡婦控除		1万円		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親	母	5万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	父	1万円					
勤労学生控除		1万円	特定		18万円	同居老親等	13万円

※基礎控除に関しては実際の差額に関係なく控除差は5万円とする。

イ 配当控除

総合課税を選択した配当所得に次の割合を乗じた金額が所得割から差し引かれます。課税総所得金額等の合計額の1,000万円以下の部分に含まれる配当所得

市民税 1.6%

県民税 1.2%

課税総所得金額等の合計額の1,000万円を超える部分に含まれる配当所得

市民税 0.8%

県民税 0.6%

(注)配当の種類によっては、配当控除のとれないものや控除率の低いものがあります。

ウ 市・県民税住宅ローン控除

個人市・県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用を受けた場合(居住開始年が「平成21年から令和3年まで」の各年である場合に限る。)において、当該所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額がその人の翌年度分の市・県民税の所得割額から控除されます。

- 居住開始年が平成26年3月31日まで
その人の前年分の所得税の課税総所得金額の合計額の100分の5に相当する金額(控除限度額 97,500円)
- 居住開始年が平成26年4月から令和3年12月まで
住宅費用に含まれる消費税が8%または10%の場合、所得税の課税所得金額の7%に相当する金額(控除限度額 136,500円)

エ 寄附金控除

前年1月～12月の間に控除対象にあたる地方公共団体、兵庫県共同募金会、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県が条例により定める団体(県民税のみ対象)、宝塚市が条例により定める団体に対し2,000円を超える寄附をした人は、翌年度の住民税所得割額から税額控除されます。

オ 寄附金税額控除額の計算方法

次の(ア)(イ)のいずれか少ない額の10%(市民税6%、県民税4%)を控除

(ア) 寄附金の合計額 - 2,000円

(イ) 総所得金額等 × 30% - 2,000円

「ふるさと納税」

寄附金に、総務大臣から指定された地方公共団体に対する寄附金が含まれる場合は、上記に加えて次の計算による特例控除額を加算します（調整控除後の所得割額の2割が上限）。

※大規模災害等に係る寄附金・義援金は、地方公共団体に対する寄附金と同様に「ふるさと納税」の計算式により税額を控除します。

特例控除額＝（地方公共団体への寄附金額－2,000円）

×次の表により求めた割合（課税総所得金額を有する場合）

【特例控除割合表】

課税総所得金額から所得税との控除差額を引いた金額	割合
195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%

○ふるさと納税ワンストップ特例制度

ふるさと納税による税の軽減を受けるためには、確定申告又は市・県民税の申告を行う必要がありますが、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することで、確定申告等を行わなくても税の軽減を受けることができるようになりました。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける人は、所得税の軽減相当額を含めて、住民税からまとめて控除されます。（ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税が軽減されます。）

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用するためには、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」をふるさと納税先団体に提出する必要があります。（提出がないと特例の適用を受けられません。）

なお、確定申告等を提出したり、6団体以上の地方公共団体に寄附を行うと、全ての寄附について特例の適用は受けられなくなりますのでご注意ください。

ふるさと納税ワンストップ特例について

Q わたしは、ふるさと納税ワンストップ特例を利用しようと思っています。

その条件を教えてください。

A 次の2つの条件すべてを満たしていることが必要です。

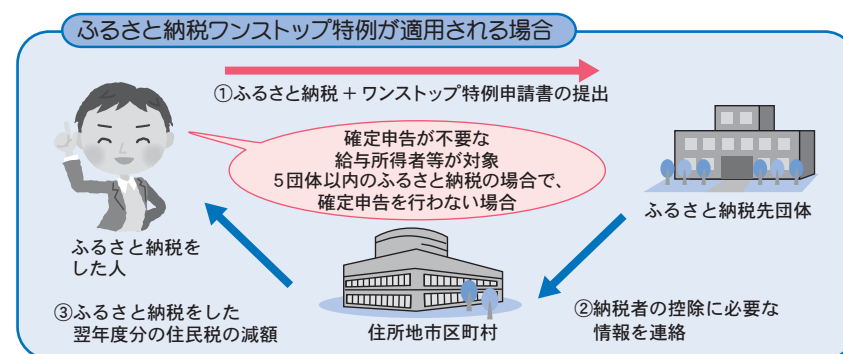
①確定申告等を行う必要のない人

- 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、確定申告等を行った場合、ワンストップ特例の適用は受けられなくなります。申告をする

場合は、寄附金に関する申告もお忘れのないようご注意ください。

②ふるさと納税をされる自治体の数が5以下であると見込まれる人

- 5以下の地方公共団体に寄附する予定で、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、結果として6以上の地方公共団体に寄附をされた場合、全ての寄附について特例の適用は受けられなくなりますので、必ず確定申告等を行ってください。
- 同じ地方公共団体に複数回寄附をしても寄附ごとに1団体としてカウントします。



オ 外国税額控除

外国で所得税又は市・県民税に相当する税を課税された場合で、所得税及び県民税所得割から控除しきれなかった額は、所得税の外国税額控除限度額の18%を限度として市民税の所得割額から控除します。

カ 配当割額控除

上場株式等の配当については、配当の支払時に、住民税として5%が特別徴収されています。特別徴収された配当所得を申告した場合には、市・県民税の所得割額から、特別徴収された住民税が控除されます。

※市・県民税の控除を受けるためには、確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」欄への記載が必要です。

キ 株式等譲渡所得割額控除

「源泉徴収有り」を選択した特定口座の上場株式等の譲渡所得については、証券会社により住民税として5%が特別徴収されています。特別徴収された上場株式等の譲渡所得を申告した場合には、他の所得と分離し、「株式等の譲渡所得」として課税され、市・県民税の所得割額から、特別徴収された住民税が控除されます。

※市・県民税の控除を受けるためには、確定申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」欄への記載が必要です。

3 分離課税について

(1) 土地・建物等の譲渡所得の課税

土地及び土地の上に存する権利、建物、その付属設備、構築物を譲渡したときは、他の所得と分離して次の税率で所得割額を計算します。

所得の区分		市民税	県民税
短期譲渡所得		5.4%	3.6%
短期譲渡所得 (国等に対する譲渡)		3%	2%
長期譲渡所得	優良住宅地等のための譲渡 2,000万円以下	2.4%	1.6%
	2,000万円超	48万円+(課税長期譲渡所得金額-2,000万円)×3%	32万円+(課税長期譲渡所得金額-2,000万円)×2%
	居住用財産の譲渡 6,000万円以下	2.4%	1.6%
	6,000万円超	144万円+(課税長期譲渡所得金額-6,000万円)×3%	96万円+(課税長期譲渡所得金額-6,000万円)×2%
	上記以外の譲渡	3%	2%

☆ 長期譲渡所得、短期譲渡所得の区分

土地等、建物等を譲渡したことによる所得は、その所有期間により短期譲渡所得と長期譲渡所得に区分されて算出されます。

短期譲渡所得	譲渡した年の1月1日現在において、その譲渡した土地等、建物等の所有期間が5年以下の場合
長期譲渡所得	譲渡した年の1月1日現在において、その譲渡した土地等、建物等の所有期間が5年を超える場合

(2) 株式等に係る譲渡所得に対する課税

株式等の譲渡益の税率 市民税3%、県民税2%

証券会社において「源泉徴収有り」を選択した特定口座の上場株式等の譲渡所得については確定申告の必要はありませんが、申告することにより税金の還付を受けることができる場合があります。ただし、確定申告した場合、これらの所得が合計所得金額に算入されるため国民健康保険税などが増加したり、福祉関係の助成金が減少するなど行政サービスに影響が出ることがあります。

(3) 上場株式等に係る配当所得の申告分離課税

申告分離課税の税率 市民税3%、県民税2%

申告分離課税の上場株式等の配当等は、上場株式等に係る譲渡損失との間で損益通算することや、順番に繰越控除を受けることができます。

ただし、配当控除を受けることはできません。

(4) 先物取引に係る雑所得等に対する課税

分離課税の税率 市民税3%、県民税2%

(5) 退職所得に対する課税

所得税を源泉徴収することとされている退職手当等は、他の所得と区別して、その年中の退職所得の金額を基にして、その年の1月1日に居住する市町村で市・県民税が課税されます。

① 納税の方法

退職手当等を支給する会社などが、その手当等を支給する際に差し引いて納めるのが原則です。

② 退職所得の所得割の算出方法

{ (収入金額-退職所得控除額) × 1 / 2 } (1,000円未満端数切り捨て)

× 税率 (市民税6%・県民税4%) (市民税・県民税毎に100円未満切り捨て)

※平成25年1月支払分から10%控除が廃止されました。また、勤続年数が5年以下の会社役員等(公務員含む)については、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置が廃止されました。

③ 退職所得控除額の算出方法

勤続年数	退職所得控除額	
20年以下のとき	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは、80万円)	障害者になったことに直接起因して退職された場合は、左記により計算した額に100万円を加算
20年を超えるとき	70万円×(勤続年数-20年)+80万円	

(注) 勤続年数に1年未満の端数がでた場合は、これを1年とし、切り上げて計算します。

4 申告について

(1)市・県民税の申告について 申告書の提出期限 毎年3月15日

1月1日現在市内に住所を有する人は、住所地の市に市・県民税の申告書を提出しなければなりません。ただし、所得税の確定申告をされた人や、次のアからウまでに該当する人は申告の必要はありません。

- ア 前年中に所得がなかった人
- イ 前年中の所得が給与所得のみで、給与支払者から給与支払報告書が提出された人
- ウ 前年中の所得が市の条例で定める金額
〔35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族数+本人)
+10万円+21万円(同一生計配偶者または扶養親族を有する場合のみ)〕以下の人

【注意点】

- ・前年中の所得が給与所得のみの人でも給与支払報告書が提出されない人は、申告の必要があります。
- ・給与支払報告書が提出される人でも、前年中に災害を受けたことによる雑損控除や、自己又は家族が病気にかかったことによる医療費控除を受けようとする人は、そのための申告書を提出してください。
- ・確定申告を要しない場合でも、公的年金以外の所得がある場合や、公的年金等の源泉徴収票の内容(公的年金から差し引かれた介護保険料などの社会保険料)以外に、各種控除の追加がある方は市・県民税の申告が必要です。
- ※ 控除の適用にあつては、申告がない場合、年金保険者からの公的年金支払報告書(源泉徴収票と同じ)の内容で市・県民税を算定することとなります。
- ・年少扶養親族(15歳以下)に対する扶養控除の申告
15歳以下の扶養親族に対する控除(年少扶養控除)は廃止されましたが、扶養人数等から算定する住民税非課税の判定などに必要となるため申告が必要です。なお、確定申告や給与所得の年末調整で申告済みの場合は、それを元に市・県民税は計算されます。

給与所得者で副収入がある場合の申告は

- Q 私は、勤務のかたわら雑誌に原稿を書き、その所得が18万円ほどあります。所得税の場合は、20万円以下であれば申告不要と聞いていますが市民税の申告はどうなるのですか。
- A 所得税では、所得が生じた時点で源泉徴収を行っていることなどの理由から、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には申告不要とされています。しかし、市民税では、このような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額を算出します。したがって、あなたの場合、給与所得以外の所得がありますので、所得の多少にかかわら

ず市民税の申告をしていただかなければなりません。

(2)上場株式等の所得に関する申告書(所得税と異なる課税方式の選択)

平成29年度税制改正により、「上場株式等の配当所得等」について、所得税と個人住民税で異なる課税方法(申告不要制度・総合課税・申告分離課税)を選択できることが明確化されました。

具体的には、「源泉徴収ありを選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得」や、「住民税が徴収されている上場株式等の配当所得等」について、その年度の納税通知書が送達される日までに、市・県民税の申告書と一緒に、上場株式等の所得に関する申告書を提出することで、課税方法の選択をすることができます。

● 選択できる内容は以下のとおりです

所得の種類	選択できる課税方式		
① 配当所得	総合課税	申告分離課税	申告不要制度 (住民税が5%で特別徴収されて完了)
② 利子所得 (源泉徴収ありの特定口座内のもの)	総合課税		
③ 上場株式等の譲渡所得 (源泉徴収ありの特定口座内のもの)			

(3)公的年金等に係る所得税の確定申告不要制度について

その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告の必要はありません。

(補足)確定申告不要制度の対象となる主な公的年金等は、次のものです。

1. 国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金
2. 過去の勤務により会社などから支払われる年金

(注意)この場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための確定申告をすることができます。

5 減額制度について

失業したときなど、市税を納めるにあたって困難な事情がある場合は、その状況に応じて市税の減免が受けられる場合があります。

① 主な減免理由

ア 失業

3カ月を超えて失業中の人（前年の合計所得金額が600万円（控除対象配偶者等を有する人は、法に規定する控除額をそれぞれ加算した額）を超える人は除きます。）

減免額は、所得割額を対象とし、前年の合計所得金額等に応じて減免割合は異なります。

イ 勤労学生

勤労学生（所得税法第2条第1項第32号の規定に該当する勤労学生）

減免額は、給与所得等に対する所得割額の10分の5

ウ 生活保護

生活保護法による扶助を受けている人

減免額は、均等割額・所得割額の10分の10

エ 死亡

納税義務者が死亡し、相続人が納税義務の承継が困難であると認められる人（前年の合計所得金額が1000万円（控除対象配偶者等を有する人は、法に規定する控除額をそれぞれ加算した額）を超える人は除きます。）

減免額は、均等割額・所得割額を対象とし、前年の合計所得金額等により異なります。

オ 所得減少

当該年中の普通所得金額（総所得金額から譲渡所得及び一時所得を除いた所得）が前年中の普通所得金額の2分の1以下に減少すると認められる人（前年の合計所得金額が600万円（控除対象配偶者等を有する人は、法に規定する控除額をそれぞれ加算した額）を超える人は除きます。）

減免額は、所得割額を対象とし、前年の合計所得金額等により異なります。

カ 医療費

納税義務者または扶養親族が疾病又は負傷により医療費の金額（保険金等で補填された金額を除く。）を賦課期日以降、当該年中の合計所得金額の見積額の10分の1以上を支払い又は支払う見込みで、療養期間が1カ月を超える人（前年の合計所得金額が600万円（控除対象配偶者等を有する人は、法に規定する控除額をそれぞれ加算した額）を超える人は除きます。）

減免額は、所得割額を対象とし、医療費の支払い額等により異なります。

キ 災害

・災害により納税義務者が死亡したとき

減免額は、均等割額・所得割額の10分の10

・災害により納税義務者が障害者になったとき

減免額は、均等割額・所得割額の10分の9以内

・災害により納税義務者が所有する住宅又は家財に損害を受けた人（前年の合計所得金額が1000万円を超える人は除きます。）

減免額は、前年の合計所得金額及び損害の程度（10分の3以上）により異なります。

② 減免申請手続

市民税の減免を受けようとするときは、原則として納期限前までに市民税課へ申請してください。納期を過ぎたものや既に納付済みのものは、減免の対象になりません。



6 市税の納付

(1) 市税の納付場所

市税は、次の場所で各々の取扱時間内にお納めください。

(1) 市役所等（土曜・日曜・祝日と12/29～1/3の年末年始は休みです。）

市役所、長尾サービスセンター、西谷サービスセンターまたは雲雀丘サービスステーションで納付できます。

（他のサービスステーションでは納付書の再発行は可能ですが、納付はできません。お手数ですがお近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。）

(2) 金融機関

次の宝塚市公金取扱金融機関の本店・各支店で、市からお送りする納付書を使って納付できます。最寄りの金融機関でお納めください。

なお、納期限を過ぎますと、金融機関では納付できませんので、納期限内にお納めください。

（令和3年4月現在 順不同）

銀行	三井住友銀行 池田泉州銀行 三菱UFJ銀行 みずほ銀行 りそな銀行 みなと銀行 関西みらい銀行 但馬銀行 徳島大正銀行 ゆうちょ銀行（郵便局）※
信託銀行	三井住友信託銀行 三菱UFJ信託銀行 みずほ信託銀行
信用金庫	尼崎信用金庫 播州信用金庫
信用組合等	兵庫ひまわり信用組合 近畿労働金庫 兵庫六甲農業協同組合 近畿産業信用組合

上記以外の金融機関で納付されますと、手数料が必要となり、市への収納通知が遅れますので、できるだけお避けください。

※ゆうちょ銀行（郵便局）で納付いただく場合

近畿2府4県内（兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県）のゆうちょ銀行（郵便局）であれば、市からお送りする納付書を使って納付することができます。なお、納期限の過ぎたものは使用できませんので、ご注意ください。

前記の区域外では、市からお送りする納付書（市・県民税の特別徴収を除く。）は使えません。別途、払込手数料無料の宝塚市専用の郵便振替払込取扱票をお送りしますので、市役所市税収納課までご請求ください。

(3) コンビニエンスストア

軽自動車税、固定資産税（土地・家屋・償却資産）・都市計画税、個人の市・県民税（普通徴収）、国民健康保険税については、コンビニエンスストアで納付できます。

コンビニエンスストアで納付される際には、以下のことに注意してください。

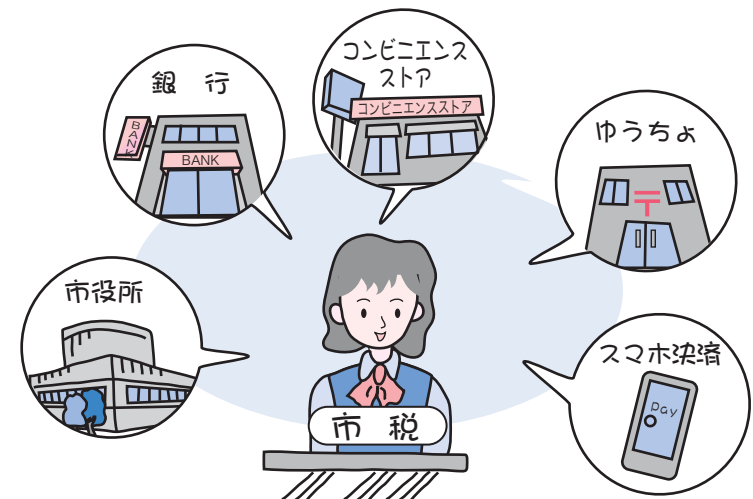
- ① 次の納付書はコンビニエンスストアでは利用できません。
 - ・納付額が30万円を超え、納付書にバーコード表示がないもの
 - ・指定納期限の過ぎたもの
 - ・金額の訂正や追加をしたもの
- ② 利用できるコンビニエンスストアは、納付書の裏面に記載しています。
- ③ コンビニエンスストアでは、小切手等証券では納付できません。

(4) スマホ決済

軽自動車税、固定資産税（土地・家屋・償却資産）・都市計画税、個人の市・県民税（普通徴収）、国民健康保険税については、決済対応のアプリをインストールしたスマートフォンで、納付書のバーコードを読み取り納付できます。ただし、納付書の納付期限が過ぎている場合は、利用できません。対応アプリは以下の通りです。

（令和3年4月現在 順不同）

ア プ リ	PayPay	LINE Pay	PayB	FamiPay
-------	--------	----------	------	---------



(2) 自主納税にご協力を!

(1) 自主納税制度

市税は、集金するものではなく、納税者の皆さんに定められた期限(納期限)までに自主的に納めていただくものです。

このことを**自主納税制度**といい、宝塚市では、**自主納税制度**を推進しています。

(2) 市税の滞納

定められた納期限までに納付しないことを**滞納**といいます。滞納になると、まず、督促状により納税を促すこととなります。たとえうっかりして納め忘れた場合でも同じです。また、滞納した場合には、本来納めるべき税額の他に、**延滞金**(納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、地方税法で定める割合で計算した金額)をあわせて納めていただくかなければなりません。

市税は、必ず**納期限**までに納付してください。



(3) 滞納処分

市税を滞納されたままにすると、納期限までに納付された方との公平を保つため、また、市税の収入を確保するため、滞納している方の財産(不動産、預貯金、給料など)を**差し押え**、その財産を**公売**するなどの**滞納処分**を行うこととなります。

(4) 市税を大切に

市税の滞納は、納税者にとって不利益であることはもちろん、宝塚市にとっても大きな損失となります。それは、滞納を整理するために多額の費用がかかるからです。この費用も結局は、市民の皆さんのために使われるべき貴重な市税から支出されることとなります。

市税は、全ての市民の財産です。納期限内の自主納税にご協力ください。

(5) 納税相談

どうしても納期限までに納付できない事情がある場合は、納期限までに、市役所市税収納課で納付方法等について相談してください。

(6) 市税の納付方法

市税の納付方法には、普通徴収、特別徴収、申告納付の3つがあり、市税の種類により、どの方法で納付していただくかが決まっています。

① 普通徴収

市が、お手元にお送りする納付書により、お近くの金融機関等で納付していただく方法です。国民健康保険税を除き、納付書は最初の納期に一括してお送りします。また、口座振替制度(30ページ)がご利用いただけます。

対象となる市税は、個人の市・県民税(普通徴収)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税です。

② 特別徴収

給与等の支払者が毎月支払う給与等から天引きしたり、鉱泉浴場の経営者が利用料金と併せて徴収し、納付する方法です。

対象となる市税は、個人の市・県民税(特別徴収)、入湯税、年金から天引する個人の市・県民税及び国民健康保険税です。

③ 申告納付

納税義務のある個人や法人が、法律や条例の規定に基づいて自分で税額を計算し、納付する方法です。

対象となる市税は、法人市民税、特別土地保有税、市たばこ税、入湯税(特別徴収した税額を申告納付)です。

(7) 市税の納期

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市 民 税	個人 普通徴収			1期		2期		3期			4期		
	個人 特別徴収	徴収した月の翌月10日まで											
	法人 確定	事業年度終了の日から原則として2ヶ月以内											
	法人 予定・中間	事業年度開始の日から以降6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内											
固定資産税・都市計画税			1期		2期					3期 [*]		4期	
軽自動車税			全期										
市たばこ税		翌月の末日まで											
入湯税		翌月の15日まで											
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期 [*]	8期	9期	10期

※固定資産税・都市計画税第3期は12/28、国民健康保険税第7期は12/26が納期限となります。

(ご注意)

法人市民税を除いて、納期限は各月末日ですが、市役所が閉庁日の場合、翌開庁日が納期限の日となり、※印についても同様の取り扱いとなりますので、ご注意ください。

(8) 市税の納付 Q&A

① 口座振替している金融機関を変えたいとき

Q 現在市税を口座振替で納付していますが、振り替える金融機関や口座番号等を変えるにはどのような手続きをすればよいでしょうか。

A 口座振替をする金融機関や口座番号等を変更するときは、新規登録の場合と同様に、口座振替申込書を引落口座のある金融機関に提出していただきます。また、ペイジー口座振替受付サービスにてお手続きいただくことも可能です。

ただし、登録が完了するまでに40日程度かかる場合もありますので、ゆとりをもってお手続きをしてください。なお、登録完了後、市から「口座振替登録のお知らせ」をお送りいたしますので、開始期別等をご確認ください。

② 納税証明書と課税証明書の違い

Q 納税証明書と課税証明書はどう違うのですか？

A 納税証明書は、該当年度に課税された税額と発行日現在いくら納付されたかが記載されたものです。一方、課税証明書は、市・県民税の課税対象となる前年の所得額、控除額、控除後の課税対象金額等の記載のある、いわゆる所得の証明になるものです。

税関係の証明書の交付申請をされる際は、予め、どのような内容の証明が必要かをお確かめください。

③ 売主に課税された固定資産税を買主が納付したいとき

Q 売買により、年度途中に土地と家屋を取得しました。今年度は売主に固定資産税が課税されているので、その税金を支払うために納付書を送ってほしいのですが。

A 市から買主の方に納付書をお送りすることはできません。

これは、今年度の固定資産税は売主に課税されたものであり、個人情報保護の観点からも、むやみに税額を記載した納付書を本人以外の方にお送りすることができないからです。

契約等で買主が支払うことになっている場合、納付書は売主からお受け取りになって納付してください。



(3) 市税の納付は便利な口座振替(自動払込)で!

個人の市・県民税(普通徴収)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税は、指定の金融機関の口座から振り替えて納付することができます(ゆうちょ銀行では、これを自動払込といいます)。

口座振替を利用されますと、**納期ごとにわざわざ金融機関や市役所にお出かけいただくことなく、自動的にあなたの預貯金口座から振り替えて納付されます。納付忘れもなくなりますので、非常に便利です。**

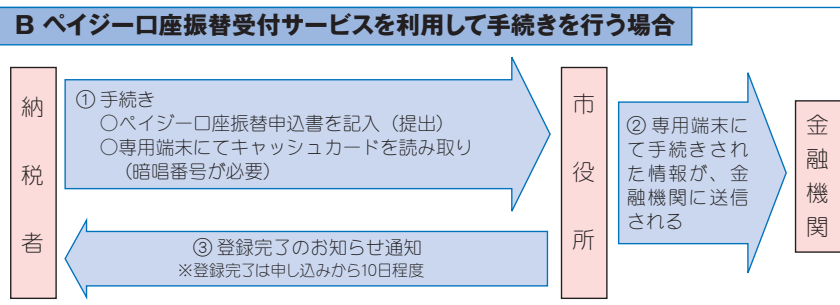
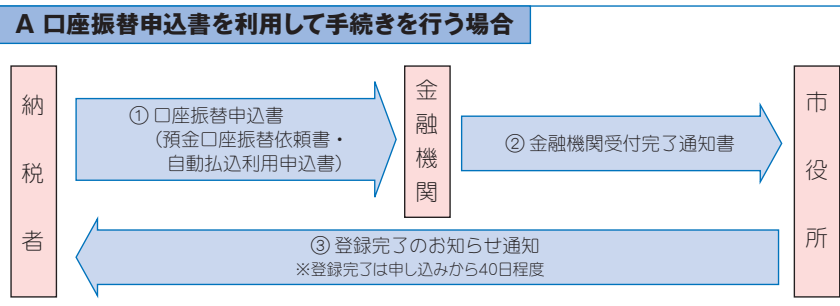
口座振替の申し込み方法は2とおりございます。

① 口座振替申込書を利用 ⇒ A

② ペイジー口座振替受付サービスを利用 ⇒ B

※「ペイジー口座振替受付サービス」とは、口座振替の申し込みを、市の窓口を設置している専用端末を用いて、金融機関のキャッシュカードの読み取りと暗証番号の入力により行うもので、金融機関へ口座振替申込書を提出いただく必要がありません。

口座振替のしくみについて



口座振替の申し込み等について

項目	内容	
	A 口座振替申込書を利用して手続きを行う場合	B ペイジー口座振替受付サービスを利用して手続きを行う場合
① 申し込み手続き方法	所定の「預金口座振替依頼書 / 自動払込利用申込書」にご記入ください。	③の「申請場所」に申込書がございますので④の「お持ちいただくもの」をお持ちになりお越しください。 ただし申請者は口座名義人本人に限ります。
② 取り扱い可能な金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行 <ul style="list-style-type: none"> ・三井住友・池田泉州・三菱 UFJ ・みずほ・りそな・但馬・関西みらい ・徳島大正・みなと・ゆうちょ ○信託銀行 <ul style="list-style-type: none"> ・みずほ・三菱 UFJ・三井住友 ○信用金庫 <ul style="list-style-type: none"> ・尼崎・播州 ○信用組合 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫ひまわり・近畿産業 ○農協 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫六甲 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・近畿労働金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行 <ul style="list-style-type: none"> ・三井住友・三菱 UFJ・池田泉州 ・みずほ・りそな・関西みらい ・みなと・ゆうちょ ○信用金庫 <ul style="list-style-type: none"> ・尼崎・播州 ○農協 <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫六甲 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・近畿労働金庫
③ 申請場所及び受付時間	<ul style="list-style-type: none"> ・②の「取り扱い可能な金融機関等」へご提出ください。 ※支店は問いません。 ※「預金口座振替依頼書 / 自動払込利用申込書」は、市内の金融機関、郵便局または市役所、サービスセンター、サービスステーションの窓口にあります。 ・受付時間 金融機関窓口で手続き可能な時間のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所 市税収納課 窓口サービス課 国民健康保険課 ※窓口サービス課及び国民健康保険課は「国民健康保険税」のみ取り扱いが可能です。 ・サービスセンター・サービスステーション 長尾サービスセンター 西谷サービスセンター 雲雀丘サービスステーション 中山台サービスステーション 宝塚駅前サービスステーション 売布神社駅前サービスステーション 仁川駅前サービスステーション ・受付時間 上記市役所等の開庁日の 午前 9 時～午後 5 時 30 分
④ お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きされる金融機関の通帳 ・手続きされる金融機関の届出印 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象金融機関のキャッシュカード ※暗証番号の入力が必要です。 ・申請者本人確認書類(運転免許証等)
⑤ 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・確認及び不備な点があった場合、連絡させていただきますとありますが、日中にご連絡がとれる連絡先のご記入をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能な預金種目は、普通預(貯)金口座に限ります。 ・貯蓄預金、代理カード、法人カード、生体認証カード等はお取り扱いできません。
⑥ 振替方法及び振替日	①各期の納期ごとで手続きされた場合 ⇒ 各納期の納期限の日 ②全期分(年税額全額)で手続きされた場合 ⇒ 第 1 期の納期限の日 ※振替日に入金されても振替できない場合がありますので、納期限の日の前日までに、振替可能な状態にさせていただきますようお願いいたします。	
⑦ 振替税額のご確認及び振替済のご確認	振替税額のご確認 ⇒ 各市税の最初の納期の月に、年税額及び各期別税額を記載した納税通知書をお送りしますので、振替予定日と振替額をご確認ください。 振替済のご確認 ⇒ 振替済のご確認は、手続きされた預(貯)金通帳記帳にてご確認をお願いします。	